

国立大学法人東京農工大学奨励奨学金規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学奨励奨学金規程を次のとおり改正する。

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(奨学金の対象者)</p> <p>第2条 奨学金の対象者は、次の各号に掲げる者を除く、工学府及び生物システム応用科学府博士後期課程、連合農学研究科博士課程並びに岐阜大学連合獣医学研究科博士課程（以下「本学大学院等」という。）に入学する者とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p>	<p>本則</p> <p>(奨学金の対象者)</p> <p>第2条 奨学金の対象者は、次の各号に掲げる者を除く、工学府及び生物システム応用科学府博士後期課程、連合農学研究科博士課程並びに岐阜大学<u>大学院</u>連合獣医学研究科博士課程（以下「本学<u>大学院等</u>」という。）に入学及び生物システム応用科学府<u>一貫制博士課程(3年次から5年次までに限る。)</u>に<u>進学</u>する者とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p>	

附 則 (教規程第22号)

この規程は、平成27年4月1日から施行し、平成27年4月に入学する学生から適用する。